

9 保安行政

(1) 高圧ガスの保安

高圧ガスは、産業界でエネルギー源や各種原料ガス等として幅広い分野で利用されているほか、日常生活においても冷暖房、燃料用の用途に利用されている。しかし、高圧ガスは高圧という状態に加え、可燃性、支燃性、毒性等の化学的な特性を有しているため、一旦災害が発生するとその被害は広範囲かつ重大なものとなる場合がある。(資料9-1表、資料9-2表)

このため、高圧ガス保安法により、製造、貯蔵、販売、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱が規制されている。同時に、一般消費者等に対する液化石油ガスの販売は液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下、液化石油ガス保安法)により規制されている。(資料9-3表)

なお、県は、平成18年度から高圧ガス保安法及び液化石油ガス保安法に関する事務を市町村へ順次権限移譲を進め、平成28年3月31日をもって県内全市町村への権限移譲が完了した。

(ア) 高圧ガス製造保安責任者試験等実施状況及び免状交付状況(資料9-4表)

昭和62年度から高圧ガス関係の試験の実施を高圧ガス保安協会に委託している。

また、平成10年度からは免状交付事務についても高圧ガス保安協会に委託している。

(イ) 立入検査、保安指導

高圧ガス関係事業所に対する保安検査や立入検査を実施するとともに、一般社団法人岐阜県LPガス協会、岐阜県高圧ガス安全協会、岐阜県冷凍設備保安協会、岐阜県冷凍空調設備協会等高圧ガス関係保安団体とも協力し、各種講習会を通じ関係事業者に対し、自主保安体制の確立を指導している。

一方、液化石油ガスの一般消費者等に対しては、液化石油ガスに関する知識、取扱上の注意事項を繰り返し啓蒙するとともに、CO中毒を誘発する恐れがある長期使用ガス器具の不完全燃料防止装置など安全装置の付いたガス器具への交換促進を図っている。

また、容器配送など高圧ガスの移動中に発生する事故に安全かつ迅速に対応するため、岐阜県高圧ガス地域防災協議会と協力し、事故応援活動機関としての防災事業所の整備に努め、移動防災活動に万全を期している。

(2) 火薬類の保安

火薬類は、土木、採石、鉱山など幅広い産業分野において活用されているほか、煙火(花火)のように観賞用として生活の身近なところで親しまれているものもある。

しかしながら、ひとたびその取扱いを誤ると大きな事故を引き起こし、また、不正に使用されると社会的不安が増大することとなる。このため、火薬類については火薬類取締法により製造から消費に至るまで厳しく規制されている。

なお、県は、平成18年度から火薬類取締法に関する事務を市町村へ順次権限移譲を進め、平成28年3月31日をもって県内全市町村への権限移譲が完了した。

(3) 電気工事の保安

安全でクリーンなエネルギーとしての電気は、高度情報化社会の現状において、極めて質の高い供給を要求されているが、漏電による災害、感電による死傷等の事故を防止するため、電気工事士法により電気工事に従事する者に一定の資格と義務を定めるとともに、電気工事業の業務の適正化に関する法律により工事の適正施工を確保するため電気工事を行う者の登録等の規制を行っている。

(ア) 電気工事業者、電気工事士の数

県内の登録電気工事業者は、令和4年度末累計で、1,821業者、みなし登録電気工事業者は1,122業者、通知電気工事業者は16業者となっている。(資料9-5表)

また、第一種電気工事士免状交付累計人数は11,612人、第二種電気工事士免状交付累計人数は38,886人となっている。(資料9-6表)

(イ) 電気工事士免状交付状況

電気工事士法に基づき第一種及び第二種電気工事士免状の交付を行っている。(資料9-7表)

(ウ) 立入検査、保安指導

電気災害の防止を図るため、令和4年度、電気工事業者120業者の実態調査を実施した。